**石川県内市町における**

**心身障害者医療費助成事業の**

**現物給付方式の手引き**

**（柔道整復・あんま・鍼灸用**）

**令和２年８月**

**石川県健康福祉部障害保健福祉課**

目　　次

|  |
| --- |
| 第１章　石川県内市町における心身障害者医療費助成事業について |

１　事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２　現物給付制度の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

|  |
| --- |
| 第２章　受給資格者証について |

１　公費負担者番号の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

２　受給資格者証の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

|  |
| --- |
| Ｑ＆Ａ編 |

１　受給資格者証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第１章　石川県内市町における心身障害者医療費助成事業

について

　石川県内の市町では、重度心身障害者の保健の向上及び福祉の増進等を図るため、保険診療に係る重度心身障害者の医療費に対する助成制度を設けています（「マル障」と呼ばれることもあります）。

　令和２年１０月からは、本制度の助成方式を拡大し、償還払い方式で対応していた６５歳以上の方についても現物給付方式で対応可能となりました。

これに伴い、本制度の概要を手引きにまとめましたので、ご活用ください。

　また、各市町によって助成対象などが一部異なりますが、重度心身障害者が現物給付を受けられるよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

※１　償還払い方式

受診者が医療機関に対して、保険診療の一部負担金額を支払った後に、市町に対して助成額の請求を行い、支払いを受ける方式。

※２　現物給付方式

　　　受診者は、受けた医療に係る保険診療の一部負担金額を窓口で支払う必要がなく、代わりに市町が一部負担金を医療機関へ支払う方式。

１　事業の概要

（1）現物給付方式とは

　　　受診者は、医療機関の窓口で健康保険証とともに受給資格者証を提示することにより、窓口での一部負担金がなくなります。なお、一部負担金は　心身障害者医療費公費（以下「心障公費」という）で助成をします。

　（2）事業の実施主体

　　　石川県内市町

（詳細については、令和２年９月末に県ホームページに掲載します）

　（3）対象者

　　　対象となるのは受給資格者証（記載例はP5）を市町から交付された方です。受給資格者証は下記の等級に該当する手帳を持つ方が申請することで交付されます（対象者であることの確認は受給資格者証で行ってくさい）。

※市町独自で助成している場合もあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 手帳の種類 | 等級 |
| 身体障害者手帳 | １・２級 |
| 療育手帳 | A・BⅠ（BⅠは入院に限る） |
| 精神障害者保健福祉手帳 | １級 |

1

（4）例外の取扱い

　　　次の場合には現物給付の取扱いとなりません。

* 施術所等で受給資格者証の提示がない場合
* 健康保険が適用されない場合
* 交通事故等第三者行為による診療の場合

**現物給付の条件**

心身障害者医療費助成事業において柔道整復等の施術に係る療養費の現物給付ができるのは、以下の項目を満たすに限ります。

1. 石川県内の施術所等においての施術
2. 施術等の際に、受給資格者証を提示した場合

2

２　現物給付制度の流れ

　現物給付方式の流れは概ね下記のとおりとなっております。施術した場合の心障公費の請求については、６５歳未満の方に対して行っている方法と同様です。なお、石川県柔道整復師会など、療養費の請求とりまとめている会の会員と非会員で請求方法が異なりますので、ご注意ください。

⑧心身障害者医療費支払い

【施術所が会員の場合】

③受診

受給資格者証の提示

会に所属する施術所

受診者

市町担当課

所属する会

保険者

①受給資格者証交付申請

④施術

⑤心障公費と

保険給付額の請求

請求

②受給資格者証交付

⑤保険給付額の請求

⑥心障公費の請求

請求の流れについて

（１）施術所等は所属する会に心障公費と保険給付額を請求する。

（２）会は会員から請求された心障公費と保険給付額の施術料をとりまとめ、各市町と保険者へ請求する。

（３）各市町は審査し心障公費を支払う。

3

【施術所が非会員の場合】

③受診

受給資格者証の提示

非会員施術所

受診者

市町担当課

保険者

①受給資格者証交付申請

⑥心障公費の請求

④施術

⑤保険給付額の請求

②受給資格者証交付

請求の流れについて

（１）施術所等は心障公費と保険給付額の施術料を各市町と保険者へ請求する。

（２）各市町は審査し心障公費を支払う。

4

第２章　受給資格者証について

心障公費の現物給付を行うには、市町が発行する受給資格者証が必要になります。施術の都度、受給資格者証の提示を求め、内容を確認していただくようお願いいたします。

１　公費負担者番号の構成

　公費負担者番号は、８桁の算用数字から構成されております。県内市町で使われる番号の一覧については別の資料で示します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法別 | 都道府県 | 実施機関 | 検証 |
| ８ | ５ | １ | ７ |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 法別番号 | 対象者は一律「８５」です |
| 都道府県番号 | 石川県「１７」 |
| 実施機関番号 | 市町に３桁の番号が決められています。 |
| 検証番号 | 国で定めた計算式に基づいて算出される番号です。 |

5

２　受給資格者証の記載例

　市町によって一部異なる場合がありますが、概ね下記のとおりとなっています。（裏面の記載については省略します）

**障**

**医療費受給者証**

　　　 公費負担者番号　 ８５１７〇〇〇〇

　　　 公費負担者医療の

△△△△△△△△△△

　　　 受給者番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受給者 | 住所 | 石川県　　市　　　町１－２ |
| 氏名 | 石川　太郎 |
| 生年月日 | 昭和年　　月　　日平成 |
| 有効期間 | 令和　　年　　月　　日　から令和　　年　　月　　日　まで |
| 発行期間及び印 | 石川県　〇〇市役所 |
| 交付日 | 令和　　年　　月　　日 |

6

Ｑ＆Ａ編

１　受給資格者証について

|  |
| --- |
| Q1　受給資格者証の確認は、月初めに行えば同一月内は省略してもよいですか。 |

A1　心身障害者医療費助成事業では、受給資格者証の確認を省略することはできません。必ず受診のたびに確認することとし、受給資格者証を確認できない場合は、償還払いで取り扱ってください。

|  |
| --- |
| Q2　 受診者が受給資格者証を忘れて持参しなかった場合の自己負担金はどのように扱うのですか。 |

A2　 受給資格者証の提示がない場合は、心障公費を適用せず、療養費の一部負担金額（１割～３割）を徴収することとなります。なお、受診者は後日市町で償還手続きを行うこととなります。

|  |
| --- |
| Q3　受給資格者証の有効期間はどのように設定されていますか。 |

A3　市町により異なりますので、医療受給者証の有効期間の記載をご確認いただくようお願いします。

２　心障公費の請求について

|  |
| --- |
| Q1　心障公費の請求はどこに、どのように行うのですか。 |

A1　心障公費の請求は会に所属している場合には所属の会へ請求します。

　会に所属していない非会員の施術所については、各市町へ単独レセプトにより請求を行ってください。

|  |
| --- |
| Q2　受給者資格がない人へ施術した場合、施術料はどうなりますか。 |

A2　「受給資格者証を確認しなかった（受給資格がない）」や「受給資格者証の有効期限を経過していた」など、明らか確認ミス等が原因の場合については、心障公費の対象とならない場合がありますのでご注意願います。

|  |
| --- |
| Q3　受診者の加入する保険者の所在地は、石川県外でも問題ありませんか。 |

A3　保険者の所在地は関係ありません。

7